

福岡市農林業総合計画（令和4年度～令和8年度）

（林業）素案

目次

第1章 森林・林業を取り巻く情勢	1
(1) 社会情勢や市民意識の変化	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 国の動き	
第2章 福岡市森林・林業の現状と課題	2
(1) 前計画の総括	
(2) 森林の保全・再生	
(3) 市民と森林のかかわり	
(4) 林業の経営基盤	
(5) 持続可能な林業経営の確立	
第3章 基本方向	4
第1節 福岡市の森の将来像	
第2節 計画期間（令和4年度～令和8年度）における目標	
第3節 計画期間（令和4年度～令和8年度）における振興方向	
第4章 振興施策	
第1節 施策の体系	8
第2節 施策の実施方針	
1 森林の有する多面的な機能の発揮	10
(1) 快適な暮らしを守る森林（もり）づくり	
(2) 市民に身近で魅力ある森林（もり）づくり	
2 都市型・循環型林業の構築	11
(1) 森林資源活用に向けた基盤づくり	
(2) 持続可能な林業経営の確立	
第3節 5年後の目標	

(1) 社会情勢や市民意識の変化

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が社会全体で高まっています。森林の多面的機能はSDGsの様々な目標達成に貢献しており、注目を集めています。

国内においても、脱炭素社会の実現地球温暖化対策が喫緊の課題とされ、近年の集中豪雨による土砂災害の頻発も相まって、森林保全への関心が高まっており、NPOや企業等、多様な主体による森林の整備や保全活動が行われています。

それらを背景に、建築等への木材利用は目ざましく進化しており、CLT（直交集成板）や木質耐火部材など新たな木材製品による木造の中高層建築物など、公共建築物のみならず、商業施設における木造化・内装木質化の取組みなど、従来にない変化が生じています。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、屋外レクリエーションの需要が高まっており、森林を活用した観光・レジャー施設はアウトドアブームに留まらず各地で定着し、さらに、ワーケーションなど新しいニーズに応じた施設も整備されています。

(2) 森林・林業の現状

国内の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎え、一般的な伐採適齢期である50年生を超える人工林面積は10年前の2.4倍に増加し、その蓄積量も増大しています。

国産材の供給量は平成14年の1,692万m³から増加傾向にあり、令和元年は3,099万m³となっています。需要面では、SDGsや環境問題への関心の高まりを背景に、非住宅・中高層建築物などこれまで使われていなかった分野における木材利用が注目されてきていることや、木質バイオマス利用の推進等により、木材利用量は増加傾向にあります。

このため、国産材の生産については、需要に応じて安定的に供給する体制づくりや人材確保、スマート林業の推進など、生産性の向上が課題となっています。

(3) 国の動き

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月策定、令和2年12月改訂）や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定、令和2年12月改訂）のなかで、林業の成長産業化が明記され、地方創生に寄与しうる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

新たな森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050年カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済の実現を目指しています。

平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年より全ての市町村と都道府県に対し、森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発など、幅広い用途が認められており、森林経営管理制度とあわせて、これまで放置されてきた森林の整備が進むことが期待されています。

(1) 前計画の総括

前計画「福岡市農林業総合計画」（平成29年度～令和3年度）では、林業分野の目標として「都市の魅力を支える森林(もり)づくりと森林資源の循環利用による林業の活性化」を掲げ、重点的に取り組む施策を中心に、施策の計画的な推進に努めてきました。

森林環境整備事業（荒廃森林整備事業）による間伐等整備については、近年、境界不明瞭などの理由により整備面積が減少傾向にあるため、境界明確化に取り組むことにより、整備を推進していく必要があります。

市民とつながる森林づくりについては、屋外活動に対する需要や環境意識の向上により市民の森林へのニーズは高まってきているため、今後、それらニーズに応えうる森づくりや、森林保全の必要性の啓発に取り組む必要があります。

効率的な作業道等の整備による利用間伐を実施することで、木材生産の低コスト化による林業のビジネス化を推進する林業資源ビジネス化プロジェクトは、平成28年度より取り組んでおり、これまでのノウハウの蓄積により一層の収益向上を図る必要があります。

小中学校や公民館など一部の公共建築物においては内装木質化への取り組みが進んでいますが、全庁的な木材利用の波及には至っていません。地域産材については、流通体制が確立していないため、大規模の整備への材の供給が困難であり、生産者等と連携した供給の仕組みづくりの構築に取り組んでいます。

結果としては、数値目標に掲げた5項目のうち、平成28年度の実績と比較して、「長期間手入れがなされていない森林の再生」など2項目は未達成となりましたが、「油山市民の森利用者数」や「林道及び森林作業道等整備延長」など3項目については概ね目標を達成しました。

(2) 森林の保全・再生

平成20年度より開始した森林環境整備事業（平成29年度までは荒廃森林整備事業）は、福岡県森林環境税を活用し、毎年、間伐等の整備を実施していますが、近年は、境界不明瞭や、持ち主の特定が困難であるなどの理由により、整備面積が減少傾向にあるため、適切な整備が行われるよう、境界の明確化に取り組む必要があります。

森林が公益的機能を発揮するために、適切な経営管理が行われていない森林の所有者を対象に意向調査を実施する等、森林経営管理制度を推進していく必要があります。

松くい虫被害対策については、薬剤散布などの予防や被害木の林外搬出等により、平成24年度をピークに被害は減少していますが、引き続き国・県・福岡都市圏など関係機関が一体となった防除に努める必要があります。また、抵抗性松苗の植林など、地域との共働による松林の保全・再生への取り組みが必要です。

また、近年の集中豪雨の頻発に対応し、土砂災害の発生を防止するため、治山事業の推進や土砂災害に配慮した森林整備を行っていく必要があります。

市営林によるカーボン・オフセットについては、全国的に多くの自治体が行っていることから供給過剰傾向にあります。福岡市が取り組む「2040年カーボンニュートラル」を目指したチャレンジに寄与するため、引き続き新規販売先の確保にむけPRを行っていく必要があります。

(3) 市民と森林のかかわり

令和2年に実施した市政アンケート調査結果によると、森林の役割について、地球温暖化の緩和や土砂災害防止への期待が大きくなっています。

一方、木材の生産・供給や、水源涵養についての関心は低く、木を使うことが森林整備に結びつくことや、森林が山・川・海の豊かな水循環を育んでいることへの理解が進んでいないことが分かります。

幅広い世代の市民が、森林での活動や木材とのふれあいを通じて、森林を身近に感じることができるよう、市民が求める森林づくりを行っていくことが必要です。

スギ・ヒノキ等の花粉によるアレルギーに対し、着実に対策に取り組む必要があります。

開園50周年を迎えた油山市民の森については、施設の老朽化や多様化する市民ニーズへの対応などの課題に対し、魅力ある施設となるよう、再整備に取り組んでいます。

さらに、森林について、都市部の市民の理解者、協力者を増やすため、NPO等による森林づくり活動の支援や出前講座等による情報発信に加え、森林での作業体験や森林・林業について学習する機会の提供、木育への取り組みなど、普及啓発を推進していく必要があります。

（４）林業の生産基盤

林業の重要な生産基盤である林道や作業道については、令和２年度末に整備を完了した森林基幹道「早良線」等、主要な林道を軸とした路網整備の検討を、関係者と協議していく必要があります。

一方、管理している林道の約半数が開通後６０年を経過しており、補修や長寿命化の対策に取り組んでいく必要があります。

森林の場所や境界を知らない所有者が年々増加しており、平成28年度の森林法改正に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳を作成し、令和元年度より運用しています。

本市においては、林業従事者の比率が0.01%と低く、森林整備を持続的に担っていくことのできる人材の確保が必要です。様々な担い手の育成や技術力向上、集約的な施業方法の確立などに取り組む必要があります。

（５）持続可能な林業経営の確立

（ア）森林経営

市内の小規模零細な所有規模では、個々の森林所有者が効率的な森林整備を実施することは困難であり、林業生産を継続的に展開していくには、施業の集約化が不可欠であるため、森林経営計画の策定や森林経営管理制度に基づく意向調査を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託などを推進していく必要があります。

また、土地所有者と市が契約を締結し、スギやヒノキなどの森林を市が管理する分収林制度については、森林の状況や所有者の意向に応じて契約延長による長伐期施業や利用間伐の実施など、適正な管理と収益化の確保について、引き続き取り組んでいく必要があります。

市営林において、利用間伐を推進し、計画的に木材供給を行っていくための林業資源ビジネス化プロジェクトについては、ノウハウの蓄積によりさらなる低コスト化に努め、収益の向上を図る必要があります。

（イ）地域産材の利用促進

平成25年10月に策定した「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」をより実効性のあるものとするため、令和元年度に「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物の建築等に携わる職員への研修や庁舎の木質化を進めています。

しかしながら、まとまった量の木材を活用して施設整備を行う場合に、材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士が少ないことなどにより、全市的な木材利用の波及につなげていないのが現状です。

市内産木材の利用については、原木市場への出荷が中心である従来の流通体制に加え、木材の生産者・加工業者・需要者等と連携し、地域産材の流通の仕組みづくりに取り組んでいます。

森林資源を有効に活用する観点から、建築用資材とならない伐採木を木質バイオマス発電施設に燃料として供給しています。

第3章 基本方向

第1節 福岡市の森の将来像

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。その多面的な機能をより高め、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる**次世代に残したい森の将来像**として、「**みんなで守り・楽しみ活かす都市（ふくおか）の森づくり**」をとりまとめました。（次頁参照）

将来像では、福岡市の森が将来にわたり多面的機能を十分に発揮できることが重要であることから、これまでの森林・林業分野の範囲だけでなく、**地球環境保全・海づくり、市民利用（レクリエーション、教育）**も含むものとししました。



はじめに

■目的 ～次世代のために～

市域の3分の1を森林が占める福岡市では、森林と都市とがコンパクトに調和し、森林の存在と価値を身近に感じることができます。

森林は、山～川～海の水の循環を生み、山のミネラルが豊かな博多湾の海産物を育み、二酸化炭素の吸収や生物の多様性、災害防止、リフレッシュやレクリエーションの場、そして木材等を生産するなど、持続可能な社会の実現にも貢献する多くの機能を持っています。

本ビジョンでは、こうした森林の持つ多面的機能をより高めることによって、快適で豊かな市民の生活を持続的に支えることのできる環境を、次世代に残していくことを目指していきます。



【森林が持つ多面的機能】 森林は、土砂災害防止、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、市民生活に様々な恩恵をもたらします。



【持続可能な開発目標（SDGs）】
目標 15「陸の豊かさを守ろう」
中の「持続可能な森林の経営」をはじめ、水を育み（目標6）、豊かな海をつくり（目標14）等の様々な目標が森林での取り組みに関連しています。

森林の現状と課題

森林は、水循環や花粉症など身近な生活環境から、温暖化という地球規模の環境問題まで、大きく関わっています。また、レクリエーションや教育など市民が楽しむ場としての森林に寄せられるニーズも近年多様化しています。一方で、森林を形づくる林業は、木材価格低迷や担い手不足など様々な課題を抱えています。福岡市の森林における現状・課題を、「地球環境保全・海づくり」「市民利用（レクリエーション・教育など）」「林業・木材生産」の3つの視点から整理します。

(1) 地球環境保全・海づくり

①快適環境形成、生物多様性保全

- ・スギ・ヒノキの花粉症対策が求められている
- ・人工林の割合が多く、森林の多様性が少ない
- ・マツ林の松くい虫被害の継続



③災害防止

- ・維持管理不足による災害防止機能の低下
- ・集中豪雨の増加による山地災害の増加



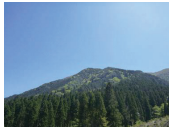
②水源涵養

- ・森林の持つ水源涵養機能が滋養豊かな水の、山〜川〜海をつながりが十分に認識されていない
- ・都市外の水源地域の森林への関心が低い



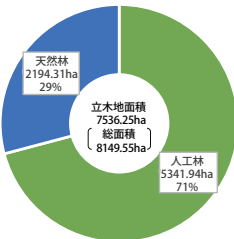
④地球環境保全

- ・二酸化炭素の吸収量を増加させるには森林の整備が必要ことが十分に理解されていない
- ・都市に炭素を貯蔵する木材利用が進んでいない



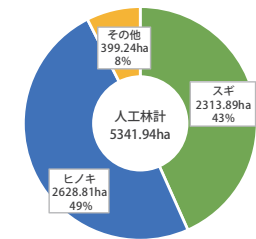
■人工林と天然林（民有林のみ）

本市の民有林における人工林と天然林の割合は人工林が約7割です。



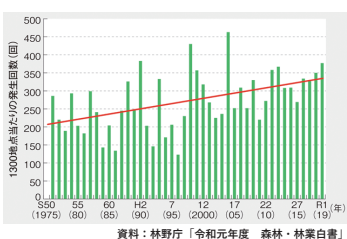
■樹種別構成面積

民有林における人工林の樹種別構成比は、ヒノキが全体の約5割、スギが約4割です。



■1時間降水量50mm以上の年間発生回数

全国における1時間降水量50mm以上の発生回数は増加傾向です。



資料：林野庁「令和元年度 森林・林業白書」

(2) 市民利用（レクリエーション・教育など）

①森林空間の利用

- ・新型コロナウイルス感染症などの影響により増加する屋外レクリエーション需要の受け皿が必要
- ・森林利用の安全管理と森を楽しむ仕掛け、アクセス性の向上が必要



③観光

- ・観光施設や設備の整備と維持管理、魅力発信が必要
- ・これからのニーズと森林の魅力を活かした新たな取り組みの検討が必要



②教育

- ・森林での体験学習や環境教育の機会が不足
- ・森林利用の安全の確保と活動を担う人材が必要
- ・林業によって森林が守られていることが広く周知・啓発されていない



④文化

- ・文化資源と一体となった森林の文化的価値及び景観保全の認識不足
- ・文化資源の保護と森林の維持管理のバランスが難しい



(3) 林業・木材生産

①森林の保全・再生

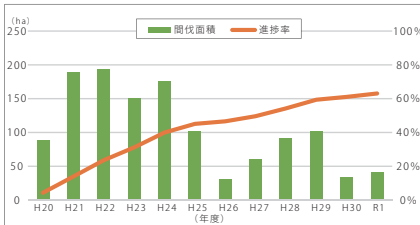
- ・放置され、荒廃した森林の間伐の必要性が高まっている
- ・収穫期を迎えた森林が80%を超えている

②木材の利用

- ・建築物等の木造化・木質化が積極的に行われていない
- ・木材価格の低迷により、伐採が進んでいない

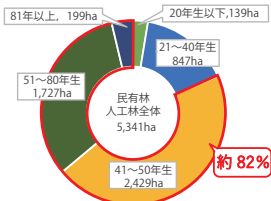
■荒廃森林整備面積の推移

平成20年度から整備した面積は1,258ha（荒廃森林と特定された全体面積1,993haの63%）ですが、近年、境界不明瞭などにより整備面積が減少しています。



■樹齢・年齢別割合

民有林の人工林のうち約82%が樹齢41年生を超え、木材として利用可能な時期を迎えています。

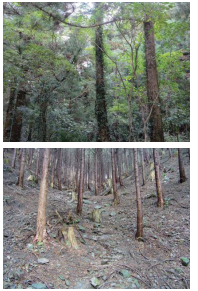


③持続可能な林業経営

- ・所有面積が小規模であるが、境界が不明瞭のため、集約化が困難
- ・所有者の森林への関心が低下している

④担い手の育成

- ・林業従事者が少ない
- ・林業に関する技術を持った人材不足
- ・新たな担い手の確保が必要



■林業従事者数

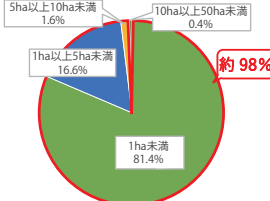
福岡市の林業従事者は全体の就業者のうち0.01%と少なくなっています。

H27年次（国勢調査）	実数(人)	構成比(%)
総数	667,895	100.0
第1次産業	4,142	0.67
農業	3,526	0.53
林業	99	0.01
漁業	517	0.08
第2次産業	92,515	15.02
うち木材・木製品製造業	160 ^{※1}	—
第3次産業	519,335	84.31

※1：H28年度経済センサス（経済産業省）による

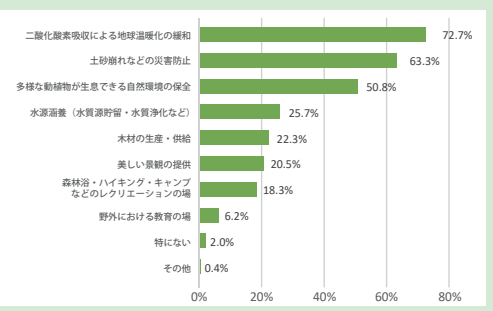
■森林保有面積

森林所有者の約98%が所有面積5ha未満の小規模所有者です。

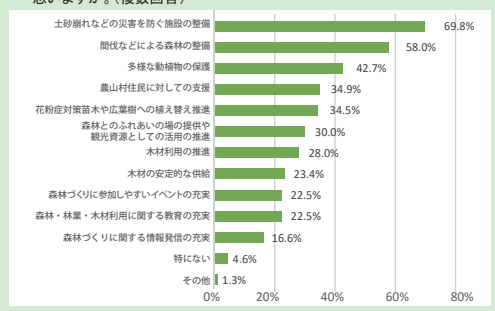


■森林に関する市民意識の把握（令和2年度 市政アンケートより）

問 森林が持つ重要な役割はどのようなことだと思いますか。（複数回答）



問 福岡市が今後重点的に取り組むべき森林・林業施策はどのようなことだと思いますか。（複数回答）



(4) 基本方針4 気候変動対策と生物多様性保全に応える「環境の森づくり」

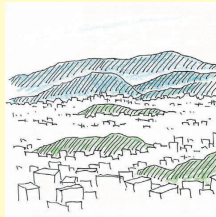
基本施策1：公益的機能を発揮する豊かな森林の保全・整備・管理

温室効果ガスの吸収機能や多様な動植物の生息、生育環境としての機能を十分に発揮させるため、適切な森林管理により保全を行います。



基本施策2：緑のネットワークの構築

市周縁部の樹林地、都市部の公園や緑地保全地区などは、生物多様性や、ヒートアイランド現象の緩和、市民の憩いの場として保全し、快適な環境形成に努めます。



基本施策3：市民・企業の共働による森林保全活動

森林所有者や林業経営体、市民団体、NPO法人、企業など各種団体と連携し、森林保全活動を支援します。



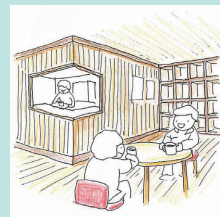
基本施策4：森林資源活用による炭素貯蔵

樹木は伐採して使うことで炭素を貯蔵することができるため、木材の利用促進に取り組みます。

(5) 基本方針5 持続的な森の利用と生産を目指す「なりわいの森づくり」

基本施策1：森林資源の利用促進

市産材の利用促進に向けた取り組みを行います。



基本施策2：生産効率の向上及び低コスト化の取り組み

施業を集約化し、計画的・持続的な林業経営ができる生産性の向上に努めます。



基本施策3：担い手の育成

市民ボランティアなど多様な担い手の育成に努めます。



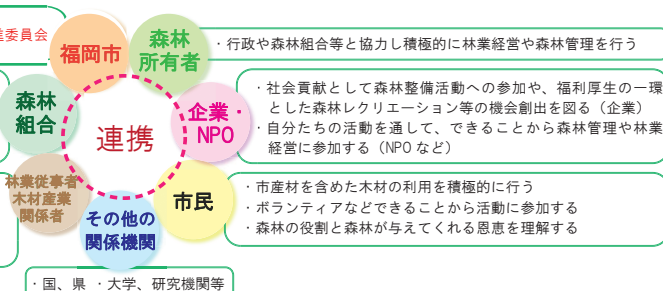
将来像を実現するための役割分担

行政だけでなく、関係機関や森林組合、所有者、市民、企業、各種民間団体等の理解と協力を得ながら連携して取り組むことにより、推進体制の構築を図ります。

・関係各局と連携し施策を推進する
教育委員会・住宅都市局等からなる木材利用推進委員会において実質化の推進をはかる

・林業経営・森林管理の実施者となる
・職員の資格取得等を推進し人材育成を図る
・施業の集約化・団地化の推進
・情報提供や林業に関する普及啓発活動の実施

・林業経営・森林管理の実施者としてコスト削減と利益還元に努める
・木材需要を高めるための取り組みを行い木材利用を推進する



ゾーニング

将来的な森林経営、森林の利活用の視点から、ゾーニングを行い、「ゾーン」「ベース」「トレイル」を設定します。ゾーンは明確な線引きではなく、現状に即して大まかな誘導の方向性を示すものとします。

①ゾーン

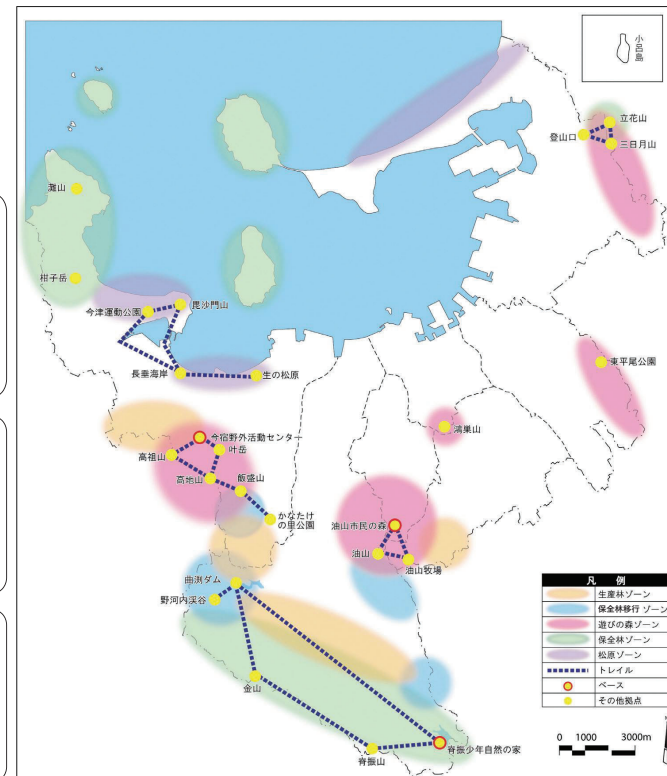
福岡市の森林を「生産林ゾーン」「保全林移行ゾーン」「遊びの森ゾーン」「保全林ゾーン」「松原ゾーン」の5つに分類します。それぞれの特性に合わせて施策を展開していきます。

②ベース（活動拠点）

森林空間を利用する上で拠点となる施設やスポットの中で、特に重要な場所として設定します。例えばレクリエーション施設や登山道の出入り口など比較的人が集まる場所を検討します。

③トレイル（活動動線）

ベースを含む各拠点を結ぶ動線として整備します。既存の遊歩道や登山道などを基本とし、利用者ニーズが高いルート等を優先して整備することを検討します。



図：森づくりのゾーニング（方向性）

【ゾーンの考え方】

ゾーン区分	生産林ゾーン	保全林移行ゾーン	遊びの森ゾーン	保全林ゾーン	松原ゾーン
	スギ・ヒノキの人工林のうち、木材の生産に適した場所。	スギ・ヒノキの人工林のうち、施業が困難である場所。	広葉樹を主体とした森林のうち、スポーツやレクリエーションのフィールドとなる場所。	広葉樹を主体とした森林のうち、災害防止や生物多様性保全などの機能が大きい場所。	玄界灘に面したクロマツの植林地。
誘導の方向性	森林所有者への意向調査や森林の集約化、路網整備などを積極的に検討。	針広混交林、複層林等の目標林型も含み、一部は天然林への誘導を検討。	修景的な施業や森林ボランティアによる管理等を行いつつ、市民レクリエーションの場としての整備・活用。	多面的機能の発揮のための施業にとどめ、森林の発達を見守る。	防風防砂林として機能し、官民共働でマツ枯れ対策を行いつつ、市民レクリエーションの場として活用。

第2節 計画期間（令和4年度～令和8年度）における目標

「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」

脱炭素化、山地災害対策、花粉症対策や屋外レクリエーション需要の高まりなど、森林を取り巻く環境は近年大きく変化し、それに対応するための政策も森林環境譲与税の創設や森林経営管理法の制定など転換期を迎えています。

戦後に植林された森林資源の蓄積量はこれまでで最大となっています。これを「伐って使って植える」循環により持続的な利用と生産を行っていくために、これからの5年間は、所有者への意向調査や境界の明確化、ICTを活用した効率的な林業経営の基盤づくり、地域産材など木材利用の仕組みづくりなどに重点的に取り組み、将来像実現のための土台づくりを行います。

このため、本計画の目標を「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」とし、森林の有する多面的機能の発揮を図るとともに、都市型・循環型林業の構築に取り組みます。

第3節 計画期間（令和4年度～令和8年度）における振興方向

この5年間では、「快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築」の達成に向けて、2つの基本的な振興方向を定めます。

（1）森林の有する多面的な機能の発揮

荒廃した森林の間伐など森林の保全を推進するとともに、林業経営に適さない人工林の広葉樹林化や針広混交林化による花粉症対策に取り組みます。

また、油山市民の森の再整備など市民が森林に親しむ環境づくりなど、森林に対する市民の理解促進に努めます。

（2）都市型・循環型林業の構築

森林経営管理制度に基づき持続可能な林業経営を推進するとともに、地形データや林道等基盤データを活用した効率的な森林整備の基盤を構築します。

九州一の大消費地であることを生かし、木質化を中心とした木材利用に積極的に取り組むとともに、地域産材の供給の仕組みづくりを行います。

第1節 施策の体系

（目標）快適で豊かな市民生活を支える森づくりと持続的な林業経営基盤の構築

森林の有する多面的な機能の発揮

快適な暮らしを守る森林づくり^{もり}

（数値目標案）長期間手入れがなされていない
森林の再生面積

市民に身近で魅力ある森林づくり^{もり}

（数値目標案）森林ボランティア事業への
のべ参加人数

都市型・循環型林業の構築

森林資源活用に向けた基盤づくり

（数値目標案）林道台帳（電子データ）の整備

持続可能な林業経営の確立

（数値目標案）林業生産

（数値目標案）市公共施設整備における木材使用量
または
市公共施設整備の木材使用量における
地域産材（県産材含む）の割合



第2節 施策の実施方針

1 森林の有する多面的な機能の発揮

(1) 快適な暮らしを守る森林(もり)づくり

ICTを活用した境界明確化や所有者への意向調査により森林の整備を進めるとともに、松林など暮らしを守る森林の保全に努めます

重点 航空レーザ計測など、リモートセンシングによって得られたデータを活用し、地籍調査が行われていない地域においても適切な森林整備が実施できるよう、**森林環境譲与税を活用した境界明確化の推進**に取り組みます。

林業経営に適さないスギ・ヒノキの人工林については、**広葉樹林化や針広混交林の複層林化**など、多様な森林づくりを進めることにより、**花粉症の原因となるアレルギー物質の軽減**や、生物多様性の保全を図ります。

また、今後の管理方針について所有者への意向調査を継続し、**森林経営管理制度**に基づく適切な経営管理を推進します。

松くい虫対策については、引き続き、**薬剤の地上散布などの防除を徹底**するとともに、抵抗性松苗の植林など、**地域と連携した松林の保全・再生活動**に取り組みます。

また、山地災害を防止するため、県と連携して土砂崩壊防止のための**治山事業**を推進するとともに、森林環境譲与税などの財源を確保し、**防災上整備が必要な林道への対策**を進めていきます。また、面的な森林整備を実施する際には**災害のリスクを軽減する施策方法**を採用します。

市営林によるカーボン・オフセットの取組みについては、引き続き**企業などへのPR**を図り、クレジットの活用による森林整備の推進を図ります。

(2) 市民に身近で魅力ある森林(もり)づくり

油山市民の森の再整備など、市民が森林に親しみ理解を深めるための取組みを実施します

地球温暖化対策やSDGsによる意識の高まりを捉えて、「**森林づくり**」や「**市域外も含む水源地とのつながり**」などに対する市民の理解を醸成していくための普及啓発に努めます。

重点 油山市民の森は、様々なニーズに対応した身近な体験活動・森林環境教育の場として、**市民が「森で楽しむ」きっかけとなる施設**を目指し、再整備を進めます。

NPO・ボランティア団体や、企業のCSRや社会貢献活動としての森林づくりについては、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」をはじめとする様々な支援事業を活用しながら推進していきます。

また、木を使うことが森林の保全につながることが十分知られていないため、市民の目に触れやすい公共施設の木質化や、イベントにおける木製品の展示や配布、木育の取組みなど、**市民への「木づかい」のPR**を積極的に行います。

第2節 施策の実施方針

2 都市型・循環型林業の構築

(1) 森林資源活用に向けた基盤づくり

航空レーザ計測によって得られた地形データ等を活用し、低コストで木材を搬出できる路網整備など、計画的な生産基盤づくりに取組みます

森林基幹道「早良線」沿線の利用間伐等を効率的に推進していくため、令和2年度に行った路網整備の検討を踏まえ、**路網整備の具体的な手法について関係者と協議を進めていきます。**

林道について、電子データによる林道台帳の整備を行います。維持管理については、災害を防止するために、定期的にパトロールを実施するとともに、林道における除草や排水施設の清掃等の維持管理を実施していきます。市が管理する林道の橋梁については長寿命化計画に基づき、計画的な維持補修に努めます。

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を整理した**林地台帳**について、周知に努め、**情報の追加・修正により精度を高める**ことで、森林整備や資源活用に生かしていきます。

人材の不足に対応するため、自伐林家などの取組みの広がりを把握し、森林に関する知識や木材生産及び安全作業等の技術の普及を図るなど、**多様な担い手の育成**に努めます。

(2) 持続可能な林業経営の確立

地域産材の積極的な利用により林業生産・森林整備を活性化します

二酸化炭素の吸収源や水源涵養、土砂災害防止など、森林がもたらす多様な恵みを受けるためには、持続可能な林業経営により、森林資源を「伐って、使って、植える」循環利用を図ることが必要です。

森林組合をはじめとする林業事業者等による**森林経営計画の策定支援**について、引き続き取り組んでいくとともに、令和元年度にスタートした森林経営管理制度に基づき、**森林所有者への意向調査**を実施し、意欲と能力のある林業経営者への委託や、森林経営計画の策定など、**集約的な経営管理を推進**することにより、森林の公益的機能の維持増進を図ります。

分収林事業については、森林の状況や所有者の意向などに応じた**適正な管理**と、**林業資源ビジネス化プロジェクトによる利用間伐**などを実施し、収益化の確保に引き続き取り組んでいきます。

建築物等の木材利用が注目を集めている時流を捉え、「木を使う」ことに積極的に取り組み発信します。

重点 伐採から製材、利用に至る**供給の仕組みづくり**を行い、**一定品質・一定量の地域産材を安定的に供給することにより、公共施設の整備において木質化を中心とした木材利用を推進**します。あわせて、**整備段階や整備後における様々な効果を検証**し普及に努めます。

また、公共建築物の建築等に携わる職員を対象に**木材利用の研修会**等を実施し、公共建築物での先導的な取組みを推進するとともに、**民間の技術者**に対しても木を使うことの重要性を啓発していきます。